【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 平成21年7月6日

【事業年度】 第49期(自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)

【会社名】 株式会社マルヨシセンター

【英訳名】 Maruyoshi Center Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 佐 竹 文 彰

【本店の所在の場所】 香川県高松市南新町4番地の6

【電話番号】 (087)831 9191

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部マネジャー 多 田 好 克

【最寄りの連絡場所】 香川県高松市国分寺町国分367番地1

【電話番号】 (087)874 5514

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部マネジャー 多 田 好 克

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年5月29日に提出いたしました第49期(自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日) 有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報 告書の訂正報告書を提出するものであります。

### 2【訂正事項】

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

### (訂正前)

- (1)~(6) <省略>
- (7)取締役の選任決議の要件

「取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」と定款にて定めております。

(8) 社外監査役及び会計監査人との間の責任限定契約

監査役のうち2名を、独立性を確保した社外監査役としております。なお、社外監査役と当社間で、「社外監査役の責任限定契約」を締結しており、「監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。」と定款にて定めております。

また、会計監査人と当社間で、「会計監査人の責任限定契約」を締結しております。

(9)~(10) <省略>

# (11)株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことができるよう、「会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。」と定款にて定めております。

## (訂正後)

- (1)~(6) <省略>
- (7)取締役の選任決議の要件

「取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」<u>「取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。」</u>と定款にて定めております。

(8) 社外監査役及び会計監査人との間の責任限定契約

監査役のうち2名を、独立性を確保した社外監査役としております。なお、社外監査役と当社間で、「社外監査役の責任限定契約」を締結しており、<u>当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、</u>「監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。」と定款にて定めております。

また、会計監査人と当社間で、「会計監査人の責任限定契約」を締結しており、<u>当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。</u>

(9)~(10) <省略>

(11) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、「会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。」「会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。」と定款にて定めております。

(12)株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことができるよう、「会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。」と定款にて定めております。

以上